

○津山工業高等専門学校入学者選抜実施細則

〔平成18年9月26日〕
細則第3号

制定 昭和48年2月1日規則第2号

改正 平成17年11月29日規則第4号

(目的)

第1条 津山工業高等専門学校入学試験委員会規程第8条の規定に基づき、入学者選抜の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施内容)

第2条 入学者の選抜は、学力検査、調査書及び面接によって行うほか、入学定員の一部について中学校長の推薦に基づき、学力検査を免除し、調査書を主な資料として行う。

2 入学者の選抜に当たり必要と認める受験者については、その健康状態を適宜の方法により確認することができる。

(実施委員会)

第3条 入学者選抜の実施を総括するため、入学試験実施委員会（以下「実施委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第4条 実施委員会は、次の事項を処理する。

- (1) 入学者の選抜検査の計画及び実施に関すること。
- (2) 入学者の選抜資料の作成に関すること。
- (3) その他入学者選抜の実施に関すること。

(組織)

第5条 実施委員会は、教務委員会の委員をもって組織する。

(委員長)

第6条 実施委員会の委員長は、教務主事がこれにあたる。

(専門委員)

第7条 入学者選抜検査の実施に関する業務を分掌するため、実施委員長が、次の専門委員を委嘱する。

- (1) 学力検査採点委員

- (2) 調査書委員
 - (3) 面接委員 各専門学科の推薦した者
 - (4) 試験監督委員
 - (5) 検査係委員
- (会議)

第8条 分掌ごとに必要により専門委員会を開く。実施委員長がこれを招集し、議長となる。

(庶務)

第9条 実施委員会の事務は、学生課において処理する。

附 則

この細則は、昭和48年2月1日から施行する。

附 則 (昭和55年2月7日規則第1号)

この細則は、昭和55年2月7日から施行する。

附 則 (平成14年3月12日規則第5号)

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月29日規則第4号)

この細則は、平成18年4月1日から施行する。